

都市公園内におけるドローン使用許可に関するフローチャート

都市公園条例第3条1項より

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- については市長の許可を受ければ使用することができる。

ドローン使用目的が、条例第3条1項中のいずれかに該当するかどうか

該当する

該当しない

例：業として行う撮影でない。
(個人的な趣味での使用である)

条例第3条1項より
市長の許可を受ければ
使用することができる。

使用不可
(都市公園条例第5条(9)
「他人の迷惑となる行為」に該当するため

使用場所が、航空法などの規制箇所かどうか

規制箇所ではない

規制箇所である

使用料を支払う必要がある。※金額は別途お問合せ下さい。
(支払いは許可決定後)

国土交通大臣等の

許可がある

許可がない

使用不可

了承する

支払いを

了承しない

公園周辺関係者(自治会長・企業等)
から事前に了承を受ける必要がある。
※口頭のみので了承

使用不可

公園周辺関係者(自治会長・企業等)から

了承を受けた

了承を受けてない。
許可してもらえない。

都市公園行為許可申請書を提出する。

(添付書類)

- A 公衆の公園の利用に支障を及ぼさないことが分かるもの。
(周囲の安全確保の対策が十分である等)
- B 一定の操縦講習等を受けた者が操縦を行うことが分かるもの。
- C 落下被害に対する保険に加入していることが分かるもの。
- D その他必要事項に係る書類

使用不可

1週間~2週間後

許可が決定する(許可書発行)。ドローン使用中は、許可書を携帯すること。